税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	自動車税		自家用 総排気量　加算額 1リットル以下　5,200円 1リットル超 1.5リットル以下　6,300円 1.5リットル超　8,000円 3　バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの） 乗車定員　税額（年額） 30人以下　12,000円 30人超40人以下　14,500円 40人超50人以下　17,500円 50人超60人以下　20,000円 60人超70人以下　22,500円 70人超80人以下　25,500円 80人超　29,000円 一般乗合用以外 乗車定員　税額（年額） 30人以下　26,500円 30人超40人以下　32,000円 40人超50人以下　38,000円 50人超60人以下　44,000円 60人超70人以下　50,500円 70人超80人以下　57,000円 80人超　64,000円 自家用 乗車定員　税額（年額） 30人以下　33,000円 30人超40人以下　41,000円 40人超50人以下　49,000円 50人超60人以下　57,000円 60人超70人以下　65,500円 70人超80人以下　74,000円 80人超　83,000円 4　三輪の小型自動車 営業用　年額4,500円 自家用　年額6,000円 制限税率　標準税率の1.5倍
		鉱区税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積	一定税率 1　砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区　面積100アールごとに　年額200円 採掘鉱区　面積100アールごとに　年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の3分の2の税率とする。 2　砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに　年額600円 その他のもの 面積100アールごとに　年額200円
		固定資産税（特例分等）	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率　100分の1.4

税目			課税標準額等	税率
道府県税	目的税	狩猟税	狩猟者の登録	一定税率 1　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの　16,500円 2　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者　11,000円 3　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの　8,200円 4　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者　5,500円 5　第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者　5,500円 6　狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする ①　放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録　4分の1 ②　①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録　4分の3 7　平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 ①　対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録　非課税 ②　認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録　非課税 ③　狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録　1から5の税率に2分の1を乗じた税率